⑿　本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒀　「ＶＥ提案等の技術提案」及び「工事全般の施工計画」の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知するものとし、当該提案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒁　上記２⑷の施工実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係)」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定)」を受けていない事､若しくは、再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。

⒂　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒃　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

⒄　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masahiro Kato Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : ①Construction work of the superstructure of the main bridge on Kawasaki harborroad Higashi Ogishima Mizue-cho line ②Construction work of the superstructure of the main bridge on Kawasaki harborroad Higashi Ogishima Mizue-cho line (No. 2)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　19 August 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　3 October 2019 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　3 October 2019)

⑹　Contact point for tender documentation : Kiyoshi Nakazato, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL045―211―7413

○第12号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部上部工事（その３）

②　川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部上部工事（その４）

⑶　工事場所　①川崎市川崎区京浜運河
②川崎市川崎区水江町

⑷　工事内容

①　川崎港臨港道路東扇島水江町線における主橋梁部は、複数工事により完成させることとしており、そのうち、本工事は、東扇島側側径間の橋脚工、主橋梁部上部工のうち東扇島側のＰＣ箱桁工、橋梁付属物工及び調査工を施工するものである。

②　川崎港臨港道路東扇島水江町線における主橋梁部は、複数工事により完成させることとしており、そのうち、本工事は、水江町側側径間の橋脚工、主橋梁部上部工のうち水江町側のＰＣ箱桁工及び橋梁付属物工を施工するものである。

⑸　工期　契約締結日から令和５年３月15日まで

⑹から⒆　第11号の１⑹から１⒆に同じ

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下､｢予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度一般競争参加資格業者のうち空港等土木工事の資格決定を受けている者であること。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,250点以上の者であること。(会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上であること。

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成16年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

同種工事：最大支間長65m以上の張出し架設工法による現場打ちポストテンション方式ＰＣ連続箱桁の道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋を施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下､｢工事成績評定点」という。)が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成16年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)

同種工事：現場打ちポストテンション方式ＰＣ連続箱桁の道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋を施工した工事

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。(詳細は入札説明書による。)

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成16年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である